

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（六）
- 株式会社地域経済活性化支援機構の平成三十事業年度における株式会社地域経済活性化支援機構法第四十条の割合を定める政令（七）

〔告 示〕

- 特定国外派遣組織を指定する件（総務六）
- 酒類の保存のため物品を混和することのできる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁一）
- 種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産一〇五）
- 出願公表後に品種登録出願の拒絶を取り消した件（同一〇六）
- 電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関としての登録を更新した件（経済産業一八）
- 砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七三〇八二）

二 四 四 五

- 砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八三）
- アノリス・カロリネンスイス（グリーンアノール）の防除に関する件の一部を改正する件（環境二）
- ポタンウキクサ等の防除に関する件の一部を改正する件（同三）
- 道路に関する件（東北地方整備局九）
- 道路に関する件（北陸地方整備局一、二）
- 道路に関する件（中国地方整備局三、四）
- 道路に関する件（四国地方整備局七〇九）
- 道路に関する件（九州地方整備局二〇五）
- 都市公園の供用を開始する件（沖縄総合事務局一）

〔人事異動〕

内閣 法務省 特許庁

〔官庁報告〕

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）

〔公 告〕

諸事項

官庁

入札、待市場両堰土地改良区役員の就任、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、公示送達、建設業の許可の取消処分、宅地建物取引業法第六十七条関係

三 三 二 二 九 八 七

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

三 六 五

本号で公布された法令のあらまし

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六号）（環境省）

1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、エラブオオコウモリ等を追加することとした。（別表第一関係）

2 法第六条第二項第四号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、1の種のうちクロシジロウミツバメ等の卵及びエダウチタヌキマメ等の種子を追加することとした。（第二条関係）

3 法第四条第五項の政令で定める特定第一種国内希少野生動植物種として、1の種のうちカラフトグワイ等を追加することとした。（別表第三関係）

4 法第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種のハヤブサについて、その除外規定のうちシマハヤブサを削除することとした。（別表第二関係）

5 この政令は、平成三十一年二月六日から施行することとした。

◇株式会社地域経済活性化支援機構の平成三十事業年度における株式会社地域経済活性化支援機構法第四十条の割合を定める政令（政令第七号）（内閣府本府）

1 平成三〇事業年度における株式会社地域経済活性化支援機構の剰余金の配当の上限は、株式の払込金額に対し年一〇〇分の二〇・八七とすることとした。（本則関係）

2 この政令は、公布の日から施行することとした。